令和6年8月

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 0731 第3号」により、下記項目の一部変更および新設が通知され、令和6年8月1日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

## ■保険収載内容が一部変更された項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
(1→3) — β — D — グルカン	195 点	免疫 144 点	「DO12」 感染症免疫 学的検査の 「42」	(1)~(37) (略) (38)「42」の(1→3) — β — D — グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。 なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のD — アラビニトール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原に大豆し、慢性進行性肺アスペルギルス I g G 抗体(ただし、慢性進行性肺アスペルギルス I g G 抗体(ただし、慢性進行性肺アスペルギルス症の併存が疑われる患者に対して本検査を実施した場合を除く。)と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (39)~(59)(略)

## ■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
アスペルギルス I g G抗体	390 点 (195× 2回分)	免疫 144 点	「DO12」 感染症免疫 学的検査の 「42」	(60) アスペルギルス I g G 抗体は、E L I S A 法により、慢性進行性肺アスペルギルス症又はアレルギー性気管支肺アスペルギルス症が疑われる患者に対して測定した場合に、区分番号「D O 1 2」感染症免疫学的検査の「42」(1→3)-β-D-グルカンの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。 なお、本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。

以上



